

2025年度

福山市又は福山市隣接市町（広島県内）

下水道管渠外汚泥処理業務委託実施設計書

[illegible]

仕 様 書

- 1 業務名称 下水道管渠外汚泥処理業務委託
- 2 業務場所 福山市又は福山市隣接市町（広島県内）
- 3 業務内容 本業務は、管渠清掃業務等で発生する産業廃棄物（汚泥、廃油）を焼却処理する業務である。
- 4 提出書類
 - （１）産業廃棄物管理票（D 票・E 票）
 - （２）業務委託完了通知書（月払用）、（年度末完了報告用）
 - （３）請求書
 - （４）その他、発注者が業務実施にあたり必要と認めるもの。
- 5 業務の実施
 - （１）業務実施にあたっては、業務の重要性をよく理解し、汚泥、廃油を受注者の焼却施設で焼却するものとし、焼却後の灰は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に則った処分場へ搬入するものとする。
 - （２）業務期間内は、業務に必要な人員・車両等を確保し、業務の円滑な履行に努めること。
 - （３）搬出は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く日に行うものとするが、発注者の都合により変更することがある。（事前に連絡打合わせを行う）
 - （４）本業務の実施にあたっては、原則として搬出の日時を発注者が随時受注者に連絡して行うものとし、発注者の立会いのもとに行うものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 6 委託料
 - （１）本業務の支払は、毎月の出来高払いとする。
 - （２）委託料の請求は、毎月 5 日までに前月分の請求を「4 提出書類」をもって行うこと。
 - （３）委託料は、発注者により行われる検査に合格後、支払われるものとする。
なお、委託料に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 その他 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し指示を受けること。

産業廃棄物処理【処分用】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者 (以下「発注者」という)

処分業者 _____ (以下「受注者」という)

発注者の事業所が排出する産業廃棄物の処分に関して、受注者は、関係法令、契約約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき、次のとおり履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める産業廃棄物の種類及び数量を、期間内に、受注者にその処分業務を委託するものとする。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、本契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく受注者の産業廃棄物処分業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書に変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認するものとする。

(1) 許可した都道府県・政令市・中核市

(2) 事業の範囲（処分の方法ごとに取扱う産業廃棄物の種類）

(3) 許可番号

(4) 許可年月日と許可の有効年月日

(5) 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置許可年月日、許可番号

(6) 許可の条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務内容に基づき、産業廃棄物の処分を受注者に委託するものとする。

[業務内容]

I 産業廃棄物の種類等

1 産業廃棄物の種類	<u>汚泥、廃油</u>
2 その数量	<u>460 t / 年 程度</u>
3 処分料金	_____
4 処分の場所の所在地	_____
5 処分の方法	<u>焼却</u>
6 処分施設の処理能力	_____

II 産業廃棄物の処分が中間処理の場合

7 中間処理産業廃棄物の最終処分の場所の所在地	_____
8 同上の最終処分の方法	_____
9 同上の最終処分に係る施設の処理能力	_____

[受注者の資格、能力に係る項目]

10 受注者の産業廃棄物処分業の許可の事業の範囲（処分方法[取扱う産業廃棄物の種類]）

中間処理（焼却[汚泥]、焼却[廃油]）

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処分を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務完了報告)

第5条 受注者は、本業務が完了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。
ただし、受注者は、産業廃棄物管理票を発注者に送付することにより、業務完了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、または生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な処置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、本業務が終了したときは、第3条に示す処分料金に基づき、処分料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票で処分を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する処分料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処分するため、その産業廃棄物についての必要な情報を、受注者に示さなければならない。

2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の処分の許可を受けた都道府県知事等から行政指導を受けた場合は、当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく発注者に通知するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者は、本契約の各条項のいずれか又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催促することなく、本契約を解除することができる。

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、次の措置を講じなければならない。

(1) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対して当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が別の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者にないときは、受注者がその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ 上記ロの場合、発注者は、発注者の費用負担において、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行い、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。